

◎義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）（抄）
 （傍線部分は現行と改正案との相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（教科用図書の無償給付） 第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条及び第十四条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。</p> <p>第十二条 削除</p>	<p>（教科用図書の無償給付） 第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。</p> <p>（採択地区） 第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ</p>	<p>（教科用図書の無償給付） 第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。</p> <p>（採択地区） 第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ</p>

(教科用図書の採択)

第十三条 [略]

2 [略]

3 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該指定都市の教育委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該指定都市の区の区域又はその区域を併せた地域であつて当該教育委員会が定めるものごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書に

はじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 [略]

2 [略]

[新設]

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書に

はじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 [略]

2 [略]

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書に

については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前三項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

〔削る〕

〔削る〕

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登録された教科用図書のうち

については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登録

については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

〔新設〕

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登録された教科用図書のうち

から行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(採択した教科用図書の種類等の公表)

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するものとする。

(教科用図書の採択のための共同研究)

第十六条 二以上の市町村の教育委員会は、これらの市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択のための研究を共同して行うことができる。

2

都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択のための研究（以下この条において「採択のた

載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(採択した教科用図書の種類等の公表)

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

(指定都市に関する特例)

第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

から行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

第十五条 削除

(指定都市に関する特例)

第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

めの研究」という。)の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、自然的経済的社会的条件からみて採択のための研究を共同して行うことが適当であると認められる二以上の市町村の教育委員会を教科用図書共同研究教育委員会(以下この条及び次条において「共同研究委員会」という。)として指定することができる。

3 都道府県の教育委員会は、共同研究委員会を指定しようとするときは、あらかじめ関係する市町村の教育委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。その指定を変更し、又は解除しようとする場合においても、同様とする。

4 共同研究委員会は、採択のための研究を共同して行うものとする。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択の時期、共同研究委員会の指定その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第三項及び第六項の規定は、前項の採択について準用する。

(政令への委任)
第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第三項及び第五項の規定は、前項の採択について準用する。

(政令への委任)
第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。